

# 認知症対応型通所介護重要事項説明書

＜ 令和8年4月1日 現在 ＞

## 1 事業の目的と運営の方針

### (1) 事業の目的

社会福祉法人ハッピーネットが開設するゆめの園りふれ若葉認知症対応型デイサービスセンター（以下、「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型通所介護を提供することを目的とします。

### (2) 運営の方針

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3935-5780（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当 管理者 北嶋 翼

\* 御不明な点は、なんでもおたずねください。

### 3 ゆめの園りふれ若葉認知症対応型認知症対応型デイサービスセンターの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類 通所介護サービス及び不随するサービス

#### (2) 事業所名称及び所在地等

事業所名称	社会福祉法人ハッピーネット ゆめの園りふれ若葉認知症対応型デイサービスセンター
管理者の氏名	北嶋 翼
所在地	東京都板橋区 3-15-1
介護保険指定番号	認知症対応型通所介護 (板橋区指定 1391900618 号)
サービスを提供する対象地域	板橋区

#### (3) 職員の職種、員数及び職務内容

	配置人数	規定人数	勤務体制
管理者	1名 (常勤)	1名	8:30~17:30
生活 相談員	1名以上 (常勤)	1名以上	日 勤 8:30~17:30
機能訓練 指導員	1名 (月~金) (非常勤兼務)	1名以上 (月~金)	日 勤 8:30~17:30
看護 職員	平 日 1名以上 (非常勤兼務)	平 日 1名以上	9:00~17:00
介護職員	常勤換算にて 平 日 2名以上 (常勤・非常勤兼務)	確保すべき勤務時間数 平 日 12.5時間以上	早 番 8:00~17:00 日 勤 8:30~17:30

##### ① 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

##### ② 生活相談員

利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整を行う。

##### ③ 看護職員

利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

##### ④ 介護職員

利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づき必要な日常生活上の介護及び援助を行う。

##### ⑤ 機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練・助言を行う。

##### ⑥ 運転手

運転手は、利用者の送迎のほか、通所介護の提供に従事する。

(4) 当事業所の設備の概要

食堂兼機能訓練室	1室 36.62㎡	相談室	1室	静養室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります。			送迎車	10台

(5) 定員及び営業時間

定員	月～金曜日 12名 (祝日含む) ※土・日 12月31日～1月3日休業
月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分

緊急連絡先 03-3935-5780 (代表)

(6) 利用者の定員 (介護保険適用利用者含む)

- ・1単位目(月～金)サービス提供時間 午前10:00～午後4:15/定員12名
- ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

4 サービス内容

- ① 送迎 利用者宅の玄関先まで送迎いたします。
- ② 食事 昼食の提供をいたします。
- ③ 入浴 介助浴、特殊浴での対応が可能です。
- ④ 機能訓練 機能訓練指導員による対応が可能です。
- ⑤ 生活相談 利用者、家族の介護等に関する相談に応じます。

## 5 料金

### (1) 利用料金

介護保険法の定めに基づきます。

通所介護（通所規模）利用料（サービス提供時間 6～7 時間未満）

区 分	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	8,769円	877円	1,754円	2,631円
要介護2	9,723円	973円	1,945円	2,917円
要介護3	10,656円	1,066円	2,132円	3,197円
要介護4	11,566円	1,157円	2,314円	3,470円
要介護5	12,509円	1,251円	2,502円	3,753円

### 加算等

加算名	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
入浴加算（I）	444円	45円	89円	134円
ADL維持等加算（I）	333円/月	34円	67円	100円
科学的介護推進体制加算	444円/月	45円	89円	134円
サービス提供体制 強化加算（I）	244円	25円	49円	74円
介護職員等 処遇改善加算（I）	1ヶ月の総単位数 （基本サービス費 +各加算）に18.1% を乗じた金額	1割	2割	3割

## ① 減算

減算名	利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
送迎減算(片道)	－521円	－53円	－105円	－157円
高齢者虐待防止 措置未実施減算	1ヶ月の総単位数（基本サービス費＋各加算）に1.0%を乗じた金額	－1割	－2割	－3割
業務継続計画 未策定減算	1ヶ月の総単位数（基本サービス費＋各加算）に1.0%を乗じた金額	－1割	－2割	－3割

## ②食費 食費 昼食代

1食あたり710円。おやつ50円(全額自己負担)

※生活保護受給者は、510円。おやつ50円(全額自己負担)

お弁当代

1食あたり580円(生活保護受給者:510円)

## ③その他 上記のほか、オムツ1枚90円、リハビリパンツ1枚100円、パット1枚40円。

理髪を利用された場合各メニューの料金が加算されます。

プログラム材料費は個別の希望に基づき実費料金がかかります。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

## (2) 支払方法

毎月15日前後に前月分の請求書をお送りいたします。お支払い方法は、口座引き落としとなります。引き落とし日は毎月27日前後でございます。ご入金振の際は、末日までにお振込みください。お支払いいただきますと、領収証を発行致します。

## 6 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員と御相談ください。

## (2) サービス利用契約の終了

- ① 利用者の御都合でサービス利用契約を終了する場合  
サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当センターの都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。
  - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。(この場合、契約条件を変更して再度契約することができます。)
  - ・ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他
  - ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当社が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - ・ 利用者のサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合。利用者及び職員に対して、忠告したにも関わらず暴力行為・暴言行為と見られる行為により相手を威圧する行動を行った場合。利用者間で金銭のやり取りにより、サービス上支障が生じ、忠告したのにもかかわらず改善を行わない場合。利用者及び職員に対するセクハラ行為を含め、警告したのにも拘らず、いやがらせ行為等を止めない場合。事業所都合による閉鎖及び職員の配置等によりサービス続行が不能・困難と判断した場合。(居宅基準第10条の規定により、当該利用者に係る居宅支援事業者への連絡、適切な他のサービスの紹介その他必要な措置を速やかに行います。)利用者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴[感染症]等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。利用者又はその家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。なお、3カ月間継続して利用されない状況が続く場合には、サービスに関わる状況が変化している場合がある為、本契約は強制的に解除する場合がございます。



## 8 緊急時の対応方法

- ① サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡する等の措置を講ずるとともに適切な処置を行い、管理者に報告をする義務を負います。
- ② サービス提供中に、天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講じ、管理者に報告をする義務を負います。
- ③ 車両事故が発生した場合、救急車の手配、警察、親族、居宅支援事業者等に速やかに連絡を行う。

主治医	氏名	
	連絡先	
御家族	氏名	
	連絡先	

## 9 事故発生の対応

- ① 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、事故の状況を記録し、再発防止対策に努めその対応について協議します。
- ② 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

## 10 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。

- ・ 防災時の対応 …自衛消防隊による初期対応を行います。……………
- ・ 防災設備 …スプリンクラー・連結送水管等を設置しております。……………
- ・ 防災訓練 …定期的に行います。……………
- ・ 防火責任者 …高橋靖之……………

## 11 第三者評価の実施状況

実施しておりません。

## 12 サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所における相談・苦情の担当  
当事業所のご相談・苦情・個人情報の取り扱いに関する苦情等を承ります。

(担当) 管理者名 北嶋 翼

電話 03-3935-5780 (午前8時30分～午後5時30分まで)

② 苦情解決責任者

当事業所では、苦情解決責任者を配置し苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人又は苦情解決責任者は、必要に応じて第三者委員の助言を求めています。

(担当) 東京事業運営部高齢通所グループマネージャー 高橋敏朗

③ 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいております。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

(担当) 古賀 恵 090-6793-3384

横山 一美 090-2218-9973

④ 行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口、東京都国民健康保険連合会等に苦情を伝えることができます。

板橋区介護保険課介護事業者係 (相談担当) 03-3579-2079

東京都国民健康保険団体連合会 03-6238-0011

東京都運営適正化委員会 03-5283-7020

⑤ その他相談・苦情の対応について

当事業所は、提供するサービスに関して、区市町村からの文書の提出・提示の求め、又は区市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。区市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

当事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、東京都国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、東京都国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

### 13 高齢者虐待防止のための措置に関する事項

虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催。

二 虐待防止のための指針の策定。

三 虐待防止を適切に実施するための担当者を設置。

四 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施する。

五 施設では、要介護従事者等による高齢者虐待が発生しないように適切な措置を講ずるものとし、遅滞なく市町村に通報する。

(身体拘束等の禁止)

1 事業所は、介護保険サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

#### 14 従業者の質の確保

(ア) 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

(イ) 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所は、適切な介護保険サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

#### 15 その他運営についての重要事項

1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、（介護予防）通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、介護保険サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

一 採用時研修 採用後1カ月以内

二 継続研修 年1回以上

三 訓練の実施 年1回以上

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

2 従業員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべきことを、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人ハッピーネット理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 16 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人ハッピーネット
代表者役職・氏名	理事長 伏見 広一
本社所在地・電話番号	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 丁目 6-22 048-767-3822

## 16 ご利用料金について

計算方法例(食費以外、介護保険適応、介護保険負担割合証が1割の方の価格です)

	1日の利用料	
要介護 1	877円	
要介護 2	973円	
要介護 3	1,066円	
要介護 4	1,157円	
要介護 5	1,251円	
入浴費	45円	
サービス体制強化加算(1)	29円	
介護職員等 処遇改善加算(I)	1ヶ月の総単位数(基本サービス費+各加算) に18.1%を乗じた金額	
昼食費	710円(生活保護受給者510円)	
おやつ	50円	

例)介護5の方が月に5日利用した場合

基本利用料金	¥1,251	×	5日	=	¥6,255
入浴加算	¥45	×	5日	=	¥225
サービス提供体制強化加算(I)	¥29	×	5日	=	¥145
昼食費	¥710	×	5日	=	¥3,550
おやつ代	¥50	×	5日	=	¥250
					¥10425

※上記合計金額に介護職員等処遇改善加算(I)・科学的介護推進体制加算・ADL維持等加算が加算されます。

- 生活保護受給者の昼食費は510円となります。事前申請が必要となります。
- オムツ1枚90円、リハビリパンツ1枚100円、パット1枚40円。
- プログラム材料費……個別の希望に基づき実費料金がかかります。
- 理髪をご利用された場合、各メニューの料金が加算されます。

※上記料金は、あくまでも一例ですので、月によって、もしくは個人の契約によって異なります。

年 月 日

認知症対応型通所介護ご利用にあたり、利用者に対して重要事項説明書に基づいて重要な事項を説明し、同意し交付致しました。

事業者	所在地	埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 丁目 6-2 2
	法人名	社会福祉法人ハッピーネット
	代表者	伏見 広一
事業所	所在地	東京都板橋区若木 3-15-1
	事業所名	ゆめの園りふれ若葉認知症対応型デイサービスセンター (指定番号 1391900618 板橋区指定)
	説明者	氏名 印

私は、重要事項説明書に関して、事業者から認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印
(代理人)	住所	
	氏名	印

利用申込者の判断能力に障害等がみられる場合、利用申込者に代わってその家族、代理人、成年後見人等が署名、捺印をします。